

右中辨大伴宿禰家持預作此歌但依仁王會事却以六日於内裏召諸卿等賜酒肆宴給祿因斯不奏とあるぞ書にみえたる始なるこは前に天平二年春正月三日初子の日なりの召侍從豎子王臣等令侍於内裏之東屋垣下即賜玉筵宴云々應詔旨各陳心緒作歌賦詩始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎云々右一首右中辨大伴宿禰家持作云々とあるさし次に載たれば此卷の例に依るに聖武天皇の御世天平二年正月七日の事なり此事これより前に始給へるにか其は詳ならず又其後相續て行はれしにやそれも考るところなけれどうけばりたる恒例にはあらざりしにや色葉字類抄に本朝事始を引て光仁天皇寶龜六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上已而内廳宴進青御馬兵部省進五位已上裝馬とあり河海抄にも此文を引て是青馬始也と注されたり此事續日本紀には載られざれど舊記の文ときこえて實に此事の恒例として行はる事となりたる始にぞあるべき略○中されど此後の御代々々に行はれたる事は續日本紀日本後紀等には載られずして弘仁内裏式弘仁十二年正月卅日撰上正月七日の會式に引青馬式を載られたり水鏡に弘仁二年正月七日はじめて青馬をみそなはし給ひきと見え詔運錄嗟峨天皇の御譜に弘仁二始覽青馬と見えたるをおもへば中間廢られたりつるを此時再興し給へるをかくは記せるものなり略○中 國史には續日本後紀より始て載られて仁明天皇の御世承和元年正月壬子朔戊午七日御豐樂殿觀青馬宴群臣と見えたるぞ始なる公事根源に此時を始のこに此後三年をおきて同五年より七年まで行はれ又中間八年をおきて嘉祥二年に行はれ同三年には行はれず但此正月の頃は天皇不念し給へり三月廿一日次に仁壽元年の正月は既に文德天皇の御世となりて諒闇のほどなり明る二年正月戊辰朔甲戌七幸豐樂殿以覽青馬助陽氣也賜宴群臣如常と實錄に載られ相次て清和陽成光孝の三代の實錄にも恒例として廢えず載られたりこれによりて稽るに仁明天皇の御世に停られたる事も有けれど嘉祥二年より舊に復して又恒例